



障害補償給付及び障害給付（以下「障害補償」という）は、負傷又は疾病（以下「傷病」という）

がなおったとき身体に障害が存する場合に、その障害の程度に応じて行うこととされており、障害補償は、障害による労働能力のそう失に対する損失てん補を目的とするものであり、傷病がなおったときに残存する当該傷病と相当因果関係を有し、かつ、将来においても回復が困難と見込まれる精神的又は身体的なき損状態（以下「障害」という）であって、その存在が医学的に認められ、労働能力のそう失を伴うものを

障害補償の対象にしています。

外貌（頭部・顔面部、頸部のごとく、上肢及び下肢以外の日常露出する部分を含む）の醜状障害に関する障害等級認定基準の改正（平成23年2月1日付け）について

れ2段階（男性…12級又は14級、女性…7級又は12級）に区分して等級が定められていましたが、今般改正に至った経緯は、顔などに大きな傷跡が残った場合の障害等級が男性は女性よりも低い等級は憲法違反ではないかとの訴訟で、裁判所の判決は違憲と判断し判決確定後厚生労働省は、専門検討会を設置し作業等によ

して評価する）です。
外貌障害に係る障害認定基準は、
(1) 障害等級第7級の12「外貌に著しい醜状を残すもの」とは、原則次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう
① 頭部にあつては、てのひら大（指の部分含まない。以下同じ）以上の癍痕又は頭蓋骨のての

上のものをいう
(3) 障害等級第12級の14「外貌に醜状を残すもの」とは、原則次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう
① 頭部にあつては、鶏卵大面以上の癍痕又は頭蓋骨の鶏卵大面以上の欠損
② 顔面部にあつては、10円銅貨大以上の癍痕又は3cm以上の線状痕
③ 頸部にあつては、鶏卵大面以上の癍痕となりました。

「労働能力」とは、一般的な平均的労働能力をいうものであつて、被災労働者の年齢、職種、利き腕、知識、経験等の職業能力的諸条件については、障害の程度を決定する要素とはなっていない。

障害等級表において、外貌の醜状について、改正前は男性の場合と女性の場合に区分し、それぞれ

り改正されたものです。
改正省令の主な改正内容は、(1) 障害等級の男女差の解消（男女別になつてゐる障害等級について、男性の等級を女性の等級に引き上げ、障害の程度に応じ男女とも同一の等級として評価する）。(2) 障害等級の新設（医療技術の進展により、傷跡の程度を、相当程度軽減できる障害を、「9級」と

ひら大以上の欠損
② 顔面部にあつては、鶏卵大面以上の癍痕又は10円銅貨大以上の組織陥没
③ 頸部にあつては、てのひら大以上の癍痕
(2) 障害等級第9級の11の2「外貌に相当程度の醜状を残すもの」「新設」とは、原則として、顔面部の長さ5cm以上の線状痕で、人目につく程度以

なお、上肢及び下肢の露出面（上肢は、ひじ関節以下（手部を含む）、下肢は、ひざ関節以下（足背部を含む）をいう）の醜状及び露出面以外（上腕、大腿、胸部、腹部、背部、臀部）の醜状は、男女の別なく従前と変わりありませんが、両上肢又は両下肢の露出面の2分の1程度以上に醜状を残すものは、第12級を準用することとなりました。